様式第１号（第８条関係）（表面）

様式第１号

第　　号

厚生労働省
又　　は
都道府県
労働局印

給付金検査証明書

写　真

官　職

氏　名

生年月日

令和　　年　　月　　日交付

様式第１号（裏面）

この検査証明書を所持する者は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第５条第２項において準用する雇用保険法第79条第１項の規定により、雇用保険の被保険者でない労働者を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主の事業所に立ち入り、関係者に対して質問し、又は帳簿書類の検査をすることができる。

○厚生労働省令第百二十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第十四条の二第二項及び社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第二項第二号の三並びに雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）附則第五条第一項第二号の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十二日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの） **第三十二条の二**　法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、附則第十七条の二の四第一項に規定する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金とする。 （令附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める助成） **第三十二条の三**　令附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める助成は、休業に係る助成及び教育訓練に係る助成（訓練費を除く。）とする。	**附　則** （新設） （新設）

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一～四十五の十二　（略） 四十五の十三　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）に係る申請　同法第五条第一項の給付金に係る申請 四十六～五十六　（略）	**別表**（第一条関係） 一～四十五の十二　（略） （新設） 四十六～五十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。